

特定化学物質障害予防規則等の改正により ナフタレンとリフラクトリーセラミックファイバー について健康障害防止措置が義務づけられます

平成27年11月1日から施行・適用（一部に経過措置があります）

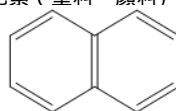
厚生労働省では、労働者に重い健康障害を及ぼすおそれのある化学物質については、必要な規制を実施しています。

リスク評価の結果、ナフタレンとリフラクトリーセラミックファイバーについても規制が必要とされましたので労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、特定化学物質障害予防規則を改正しました。

ナフタレン

表示対象物、特定化学物質の特定第2類物質に
位置づけられるとともに、特別管理物質になりました。

有害性・性状・用途

主な有害性 (発がん性、その他の有害性(GHS区分1のもの))	性状	用途の例と構造式
ナフタレン		CAS No. 91-20-3
発がん性：国際がん研究機関(IARC) 2B(ヒトに対する発がんの可能性ある) その他：皮膚感作性、特定標的臓器毒性(単回ばく露)血液・眼・気道、特定標的臓器毒性(反復ばく露)血液・眼・呼吸器	特徴的な臭気のある 白色固体 ・融点80 ・蒸気圧 11Pa(0.083mmHg) (20)	染料中間物、合成樹脂、爆薬、防虫剤、有機顔料、テトラリン、デカリン、ナフチルアミン、無水フタル酸、滅菌剤等、燃料、色素(塗料・顔料) 

リフラクトリーセラミックファイバー

表示対象物、特定化学物質の管理第2類物質に
位置づけられるとともに、特別管理物質になりました。

有害性・性状・用途

主な有害性 (発がん性、その他の有害性(GHS区分1のもの))	性状	用途の例
リフラクトリーセラミックファイバー		CAS No. 142844-00-6
発がん性：国際がん研究機関(IARC) 2B(ヒトに対する発がんの可能性ある) その他：特定標的臓器毒性(反復ばく露)呼吸器	無臭の繊維状の固体、 平均繊維径2~4μm シリカとアルミナを主成分とした非晶質の人工造鉱物繊維	炉のライニング材、防火壁保護材、高温用ガスケット・シール材、タービン、絶縁保護材、伸縮継手への耐熱性充填材、炉の絶縁材、熱遮蔽板、耐熱材、熱によるひび、割れ目のつぎあて、炉・溶接+溶接場のカーテン

改正内容に関する通達・資料はこちら

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000057700.html>



厚生労働省奈良労働局・各労働基準監督署

今回の改正による物質ごとの主な規定の適用（一覧）

条文		規制内容		ナフタレン	リフラクトリーセラミックファイバー	
安衛法	57	表示				
	57の2	文書の交付				
	88	計画の届出				
特定化学物質障害予防規則	2	定義		「特定第2類物質」	「管理第2類物質」	
	2の2	適用除外（業務）（右に示す業務においては、この表に示す以下の項目及び次ページ以降の特化則に基づく措置は必要ありません。）		液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備（密閉式の構造のものに限る。において同じ。）からの試料の採取の業務・サンプリング等の作業 液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備から液体状のナフタレン等をタンク自動車等に注入する業務（直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る。） 液体状のナフタレン等を常温を超えない温度で取り扱う業務）	バインダーにより固化化された物その他のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務（当該物の切断、穿孔、研磨等のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんが発散するおそれのある業務を除く。）	
	4	特定第2類物質等の製造に係る設備			×	
	5	特定第2類又は管理第2類物質に係る設備				
	6	4・5条の適用除外				
	7	局排等の性能		（抑制濃度10ppm）	（抑制濃度0.3f/cm ³ （5μm以上の繊維））	
	8	局排等の稼働時の要件				
	9	除じん				
	12の2	ぼろ等の処理				
	13～20	漏えいの防止（特定化学設備）			×	
	21	床の構造				
	22、22の2	設備の改造等の作業				
	23	退避等			×	
	24	立入禁止措置				
	25	容器等	堅固な容器	第1項		
			容器等への表示と保管	第2,3項		
			空容器の保管上の措置	第4項		
			貯蔵場所の設備	第5項	×	×
	26	救護組織等			×	
	27（28）	作業主任者の選任				
	29～35	定期自主検査、点検、補修等			（31条、34条は×	
	36	作業環境の測定	実施		（30年）	（30年）
			記録の保存		（30年）	（30年）
	36の2	測定結果の評価と記録の保存		（30年）	（30年）	
		管理濃度		10ppm	0.3f/cm ³ （5μm以上の繊維）	
	36の3、36の4	評価の結果に基づく措置				
	37	休憩室				
38	洗浄設備					
38の2	喫煙、飲食等の禁止					
38の3	掲示					
38の4	作業の記録と保存		（30年）	（30年）		
38の20	特別規定		×	（10～11頁参照）		
39～40の3	健康診断	雇入れ、定期				
		配転後				
		記録の保存	（30年）	（30年）		
41	健康診断結果の報告					
42	緊急診断	特定化学物質	第1項			
		特別有機溶剤等	第2,3項	×	×	
43～45	呼吸用保護具等の備付け					
53	記録の報告					